

## 収支予算書に変更が生じた場合の対応・監査の進め方

### 【目 次】

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 収支予算書に変更が生じた場合の対応・監査の進め方 | P2 |
| 2024年度収支予算書（案）           | P4 |

# 収支予算書に変更が生じた場合の対応・監査の進め方

## 1. 収支予算書の作成について

「荒川太郎右衛門地区自然再生協議会設置要綱」第19条2項に従い、協議会では年度単位で「収支予算書（案）」を作成し、毎年度協議会で合意を得て、支出してきた。

(寄付金等)

第19条 協議会は、荒川太郎右衛門地区の自然再生のために、寄付金等を得ることができる。

2 前項の場合、使途を明確にした予算を作成し、協議会で合意を得るものとする。

## 2. 収支報告書の作成について

「荒川太郎右衛門地区自然再生協議会寄付金等に関する取り扱い細則」に従い、寄付金等管理事務局を担う公益財団法人埼玉県生態系保護協会が、年度単位で協議会に報告し、協議会の承認を得ている。

(管理)

第5条 協議会は、寄付金等の管理を行うために寄付金等管理事務局を公益財団法人埼玉県生態系保護協会に設置する。

2 寄付金等管理事務局は次の実務を担当する。

- (1) 協議会名義の口座の通帳等の管理
- (2) 寄付金等の出納管理等の会計事務
- (3) 寄付者等外部からの問い合わせへの対応
- (4) 資料・領収書等の送付
- (5) 第6条に規定する業務
- (6) その他、寄付金等の管理に関する業務

(協議会への報告・承認)

第6条 寄付金等管理事務局は、寄付金等の使途、収支等について協議会に報告し、協議会の承認を得るものとする。

## 3. 会計監査

これまで収支報告書の作成にあたっては、監査員が当該年度の出納管理及び収支状況が適正かを監査し、「会計監査報告書」を協議会に報告し、承認を得てきた。会計監査は、当該年度の収支報告書がとりまとめた時点で行ってきた。

(監査)

第7条 寄付金管理事務局に監査員2名を置く。

2 監査員は、協議会の議決に基づいて協議会会長が任命する。

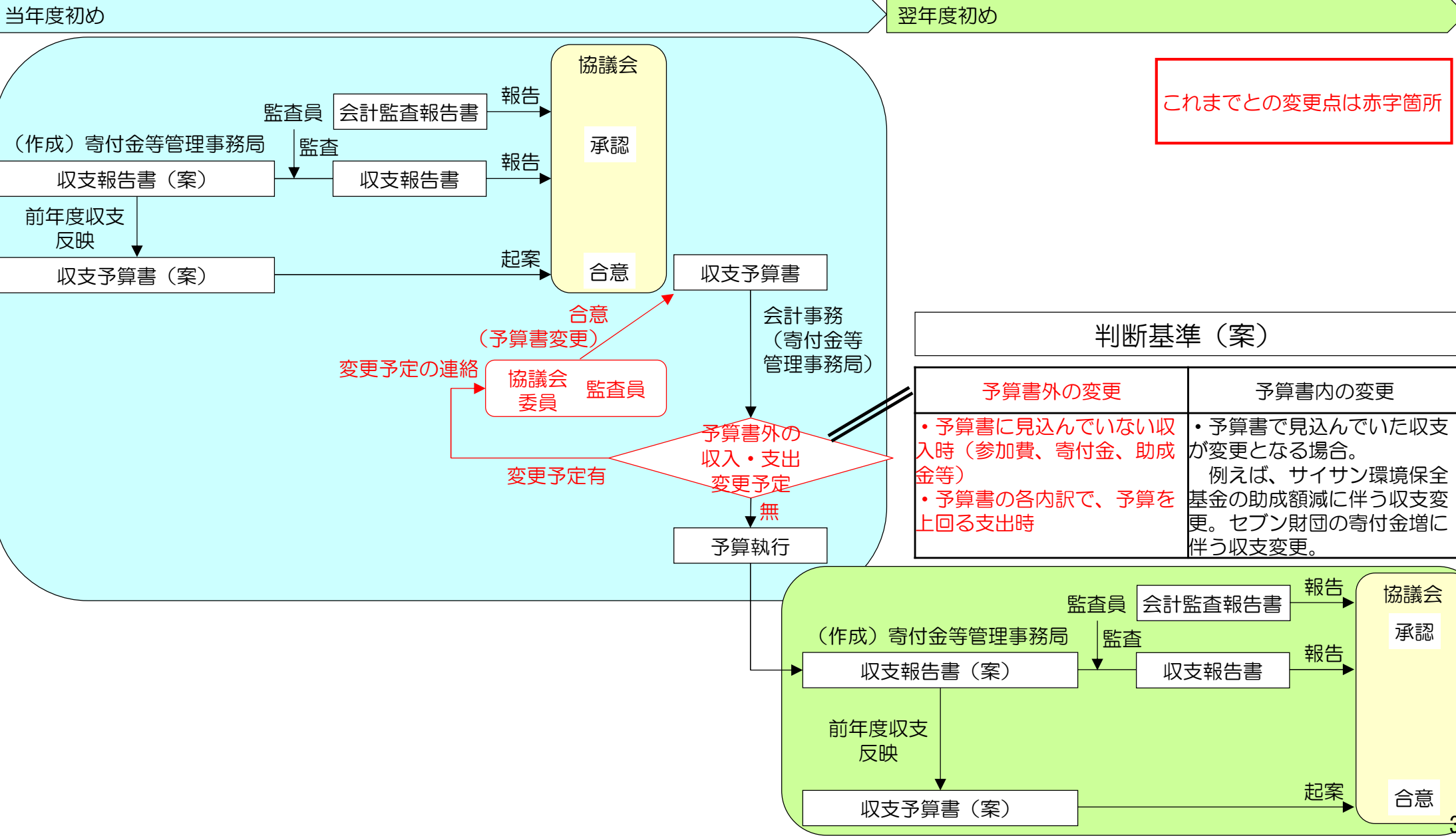
3 監査員は、寄付金等の使途、収支等について監査する。結果は協議会に報告し、協議会の承認を得るものとする。

4 監査員の任期は、就任日から翌年度の最初の協議会までとし、再任を妨げない。

# 収支予算書に変更が生じた場合の対応・監査の進め方

## 2. 収支予算書に変更が生じた場合の対応・監査の進め方

協議会活動の実施にあたって、既に合意された収支予算書に変更が生じた場合に、協議会活動を円滑に進めるための取り決めについて協議頂きたい。収支予算書作成後に、収入・支出に変更がある場合には、協議会委員（監査員含む）に変更予定の連絡、合意を基に予算書を変更し、予算執行したいと考えています。



# 2024年度収支予算書（案）

## 令和6年度収支予算書（案）

（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

（単位：円）

| 科 目               | 令和6年度予算額  | 令和5年度予算額  | 差 異       | 備 考                                                                |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|--------------------------------------------------------------------|
| I. 収入の部           |           |           |           |                                                                    |
| 1 参加費収入           | 8,000     | 8,000     | 0         |                                                                    |
| 2 寄付金収入           | 680,000   | 680,000   | 0         | (一社)セブン-イレブン記念財団からの寄付                                              |
| 3 助成金収入           | 115,000   | 500,000   | △ 385,000 | (公財)サイサン環境保全基金の助成                                                  |
| 当期収入合計(A)         | 803,000   | 1,188,000 | △ 385,000 |                                                                    |
| 前期繰越収支差額          | 328,536   | 240,029   | 88,507    |                                                                    |
| 収入合計(B)           | 1,131,536 | 1,428,029 | △ 296,493 |                                                                    |
| II. 支出の部          |           |           |           |                                                                    |
| 1 事業費             | 803,000   | 1,188,000 | △ 385,000 |                                                                    |
| 消耗品費 ※            | 357,460   | 407,400   | △ 49,940  | (支出予定)<br>ブルーシート、救急セット、熊手、鎌、ノコギリ、消毒液、養生テープ、マジック、軍手、トイレ備品、皮手袋、出展備品等 |
| 印刷製本費             | 0         | 0         | 0         |                                                                    |
| 賃借料               | 264,000   | 242,000   | 22,000    | 仮設トイレ設置                                                            |
| 保険料               | 34,200    | 34,200    | 0         | イベント保険料                                                            |
| 手数料               | 26,400    | 3,300     | 23,100    | 仮設トイレ汲取                                                            |
| 支払手数料             | 5,940     | 1,100     | 4,840     |                                                                    |
| サイサン環境保全基金助成金事業支出 | 115,000   | 500,000   | 0         | (支出予定)<br>サインプレート 5基<br>草刈り機 替え刃 5個                                |
| 当期支出合計(C)         | 803,000   | 1,188,000 | △ 385,000 |                                                                    |
| 当期収支差額(A)-(C)     | 0         | 0         | 0         |                                                                    |
| 次期繰越収支差額(B)-(C)   | 328,536   | 240,029   | 88,507    |                                                                    |

→ 支出予定を備考に追記

→ 支出予定を備考に追記

※消耗品費：①帳簿、文房具、用紙、包装紙、ガソリンなどの消耗品購入費、②使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の什器備品の購入費（「帳簿の記帳のしかた／国税庁」より）